大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和7年7月4日

大阪府知事 吉村 洋文

1 届出の概要

- (1) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称
 - イ 大規模小売店舗を設置する者の住所
 - ウ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名
- (2) 大規模小売店舗の所在地及び名称

高槻市沢良木町181番16

KOHYO高槻南店

変更前の名称

マックスバリュ高槻南店

(3) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名 大阪市北区天神橋二丁目3番16号 株式会社光洋

代表取締役 西峠 泰男

- (4) 変更年月日
 - (1)アに掲げる事項 令和4年7月15日
 - (1)イに掲げる事項 令和2年11月23日
 - (1) ウ及び工に掲げる事項 令和7年4月18日
- 2 届出年月日

令和7年6月18日

- 3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所
- (1) 縦覧の期間

令和7年7月4日から同年11月4日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階 大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課 高槻市桃園町2番1号 高槻市街にぎわい部産業振興課及び行政資料コーナー

4 意見書の提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階 (TEL (06) 6210-9497)

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課